

給付認定申請について（名称が支給認定から給付認定へ変わります）

保育園や、新制度に移行した幼稚園、認定こども園などを利用する場合、市が利用者の費用の一部を給付費として負担します。そのため、給付対象の施設や事業の利用を希望する方は、「給付認定」を受ける必要があります。

「給付認定」は、給付認定申請書を保育園等の申込み時に提出していただき、保育を必要とする理由、保育の必要量等を審査し、教育・保育の必要性を3つの区分のいずれかに認定するものです。

*令和元年（2019年）10月現在認定を受けている方は、新たな手続きは不要です。

■1～3号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	子どもが満3歳以上で、保育を必要とせず、幼稚園等で教育を希望される場合	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	子どもが満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	保育園、認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	子どもが満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	保育園、認定こども園 地域型保育事業

*幼稚園、認定こども園（教育利用）の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外施設などを利用している人は、無償化給付を受けるために、新1～3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

■新1～3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	内容	利用できる施設・事業
新1号認定	満3 ^{※2} ～5歳児	幼稚園(私学助成園)
新2号認定	3～5歳児(クラス年齢)	幼稚園、認定こども園(教育利用)
新3号認定	0～2歳児(クラス年齢) かつ住民税非課税世帯 (満3歳児)	幼稚園、認定こども園(教育利用) + 預かり保育(認可外保育施設など ^{※3})

※2：新1号認定で利用できる満3歳児クラスは、すべての幼稚園が実施しているものではありません（いわゆる「プレ保育」とは異なります）。

※3：利用している幼稚園の預かり保育実施時間が平日8時間（教育時間を含む）または、年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上実施していない場合、その代わりとして利用する認可外保育施設などの利用について、無償化の対象となります。